

# 岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定による意見の聴取の 手続に関する規則

【平成 23 年 4 月 1 日規則第 3 号】

改正 令和 4 年 2 月 22 日規則第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 24 条第 4 項又は第 25 条第 5 項（条例第 25 条の 2 第 2 項及び第 25 条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により管理者が行う意見の聴取の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第 24 条第 5 項、第 25 条第 6 項、第 25 条の 2 第 3 項及び第 25 条の 3 第 9 項において準用する行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「準用行政手続法」という。）第 19 条第 1 項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 準用行政手続法第 15 条第 1 項の規定による通知を受けた者（同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって条例第 24 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）及び第 2 項、第 25 条第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項並びに第 25 条の 3 第 1 項から第 5 項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 準用行政手続法第 17 条第 1 項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

(意見の聴取の期日等の変更)

**第 3 条** 管理者が準用行政手続法第 15 条第 1 項の規定による通知をした場合（同条第 3 項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、管理者に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出は、意見の聴取期日（場所）変更申出書（様式第 1 号）により行わなければならない。
- 3 管理者は、第 1 項の規定による申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 4 管理者は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時まで準用行政手続法第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。第 10 条において同じ。）及び第 5 条に規定する参考人に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

**第4条** 準用行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、意見の聴取の期日の1週間前までに、参加許可申請書（様式第2号）により行わなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（参考人）

**第5条** 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下「参考人」という。）に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求めることができる。

（文書等の閲覧の手続）

**第6条** 準用行政手続法第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、資料閲覧請求書（様式第3号）により行わなければならない。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 管理者は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者は、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 管理者は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（準用行政手続法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用行政手続法第22条第1項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

**第7条** 準用行政手続法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し、若しくは心身の故障その他の事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、管理者は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

**第8条** 準用行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、意見の聴取の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第4号）により行わなければならない。ただし、準用行政手続法第22条第2項（準用行政手続法第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

**第9条** 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

**第10条** 管理者は、準用行政手続法第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めたときは、意見の聴取の期日及び場所を告示するものとする。この場合において、管理者は、当事者、参加人及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、公開による意見陳述の機会の期日又は場所を変更した場合について準用する。

(陳述書の提出の方法)

**第11条** 準用行政手続法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、意見の聴取の期日の4日前までに、陳述書(様式第5号)により行わなければならない。

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

**第12条** 準用行政手続法第24条第1項に規定する調書(この条及び次条において「調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人(以下第6号及び第3項において「当事者等」という。)並びに参考人の氏名及び住所並びに意見の聴取の期日における審理で説明を行った組合事務局の職員(以下この項において「事務局職員」という。)の氏名及び職名
- (5) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 当事者等、参考人及び事務局職員の陳述の要旨(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)
- (7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

2 調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 準用行政手続法第 24 条第 3 項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 意見
- (2) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (3) 理由

（調書及び報告書の閲覧の手続）

**第 13 条** 準用行政手続法第 24 条第 4 項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、意見の聴取調書（報告書）閲覧請求書（様式第 6 号）により、意見の聴取の終結前にあっては意見の聴取の主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては管理者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は管理者は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

**附 則**（平成 23 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 2 月 22 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の規定による意見の聴取の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**様式第 1 号**（第 3 条関係）

年 月 日  
岡山市町村総合事務組合管理者 様  
住所  
氏名

意見の聴取期日（場所）変更申出書  
年 月 日に行われる意見の聴取の期日（場所）の変更を、次のとおり申し上げます。

意見の聴取の件名
変更を申し出る事項及び内容
理由

**様式第 2 号**（第 4 条関係）

年 月 日  
（主宰者） 様  
住所  
氏名

参加許可申請書  
年 月 日に行われる意見の聴取に関する手続に参加人として参加したいの

で、次のとおり申請します。

意見の聴取の件名
参加を申請する理由
連絡先
電話番号

**様式第3号**（第6条関係）

年 月 日

岡山市町村総合事務組合管理者 様  
住所  
氏名

資料閲覧請求書

年 月 日に行われる意見の聴取に係る資料の閲覧を次のとおり請求します。

意見の聴取の件名
閲覧しようとする資料の件名又は内容
閲覧希望日時

**様式第4号**（第8条関係）

年 月 日

（主宰者） 様  
住所  
氏名

補佐人出頭許可申請書

年 月 日に行われる意見の聴取に補佐人とともに出頭したいので、次のとおり申請します。

意見の聴取の件名
補佐人の住所
電話番号
氏名
年齢
職業
補佐する事項
補佐人を必要とする理由

**様式第5号**（第11条関係）

年 月 日

（主宰者） 様  
住所  
氏名

陳述書

年 月 日に行われる意見の聴取の期日への出頭に代えて、次のとおり陳述します。

意見の聴取の件名
意見の聴取に係る処分の原因となる事実
事案の内容についての意見

**様式第 6 号**（第 13 条関係）

年 月 日

様  
住所  
氏名

意見の聴取調書（報告書）閲覧請求書

年 月 日に行われた意見の聴取に係る意見の聴取調書又は報告書の閲覧を  
次のとおり請求します。

意見の聴取の件名

意見の聴取調書・報告書の別

閲覧希望日時